

中央 労働時報

第 1218 号

労使関係
と
労使紛争
の
専門誌

労働委員会の窓から

鳥取県労働委員会会長 濱田由紀子

シリーズ この人に聴く労使関係・第13回

金子庸子氏(その2)

(元中央労働委員会使用者委員)

人生山あり谷もあり

特別論考：労働委員会の審理判断の対象としての申立事実

中央労働委員会事務局第三部会担当審査総括室

前特別専門官 植村 一仁

連載：労使関係と人事管理の論点(第3回)

転勤と人事管理

中央大学大学院戦略経営研究科教授 佐藤 博樹

連載：労働委員会の風景(第2回)

組合掲示板利用のルール

北海道大学名誉教授 道幸 哲也

[不当労働行為事件の審査]

[集团的労使紛争の調整]

[個別的労働紛争のあっせん]

[実例 労働審判(第73回)]

[不当労働行為事件の行政訴訟]

一般財団法人

労委協会

2017

労働委員会風の風景 2

組合掲示板利用のルール

北海道大学名誉教授 道幸哲也

法律家は細かい議論が好きである。労働者派遣法や労基法の労働時間規定をみると条文自体が複雑で細かい。施行規則や解釈例規になるとそれに輪をかける。「労働組合の正当な行為」(労組法七条一号)とか「正当な理由」(同条二号)など条文の文言が単純になったとしてもその分解釈は細かくなる。細かい議論をするのは法律家の宿命もしくは職業病のようなものである。

不当労働行為事件の処理についても同様であるが、なんのための細かな議論かという疑問が生じるケースも少なくない。その好例は、組合掲示板の利用方法をめぐる一連の事件である。

使用者が掲示板を組合に貸与するか否かは原則として使用者の意向による。組合には掲示板の貸与を求める権利があるわけではない。しかし、併存組合下における貸与差別は、それに相当な理由がないかぎり使用者の中立保持義務違反として不当労働行為とみなされる(たとえば、日産自動車事件・最二小判昭六二・五・八労働判例四九六号六頁)。また、組合掲示板を貸与しないことが不当労働行為に当たらないとしても、一旦貸与した場合には、その中止につき相当な理由や手続が必要とされる。

掲示板から掲示物を撤去できる場合

デリケートな紛争は掲示板の利用方法をめぐるものである。使用者が掲示板を貸与した以上、組合は目的の範囲で自由にその利用ができ、利用方法につき不当に関与することは支配介入とみなされる。では、掲示板からの掲示物の撤去につき、それが協約上の撤去要件を満たす場合はどうか。

近時J・R関係の事案において争われている。

この問題は、①便宜供与は本来好ましいものか否か、②撤去行為が協約上の撤去要件に該当するか、③撤去要件の該当性と支配介入の成否、④支配介入に該当するならばどのような救済が適切か、等の論点があり、不当労働行為制度のあり方を考える上でのよき教材といえる。

判例法理は協約に定める掲示物撤去要件を、組合活動の正当性との基準も付加し厳格に解釈することによって撤去行為の支配介入性を認めている(支配介入と認めないケースもある。J・R東海事件・静岡地判平成二八・一・二八別冊中央労働時報一四九四号四八頁)。

たとえば、J・R東海大一画事件・東京高判(平成一九・八・二八労働判例九四九号三五頁)は、「掲示物の撤去が不当労働行為に該当するか否かの判断に際しては、上記撤去要件(以下「撤去要件」という。)に該当するか否かをまず検討すべきである」とする。

しかし、具体的判断となると難問である。「撤去要件の該当性を判断するに際しては、当該掲示物が全体として何を伝えようとし、訴えようとしているかを中心として、実質的に撤去要件を充足するか否かを考慮すべきであり、掲示物の記載内容のうち、細部もしくは個々の記述又は表現のみを取り上げ、あるいは撤去要件に当たる箇所の分量だけから全体的な撤去要件の充足性を判断すべきものではないというべきである」とし、「撤去要件が規定された趣旨が上記のとおりであることに照らせば、『会社の信用を傷つけ』『政治活動を目的とし』『個人を誹謗し』又は『事実を反し』の各要件(本件基本協約二二八条一項)に関しては、掲示物の記載内容の一部が形式的に上記各要件に該当すると見られる場合であっても、そのことの一事をもって当該掲示物全体として上記撤去要件を充足するものというべきではなく、補助参加人らの正当な組合活動として許容される範囲を逸脱し、会社の運営等に支障を与え、あるいは個人の名誉を著しく傷つけたか否か等々について、その内容、程度、記載内容の真実性等の事情が実質的かつ総合的に検討されるべきであり、その結果、当該掲示物が不可分

一体のものである限り、全体としても、補助参加人らの正当な組合活動として許容される範囲を逸脱していないと認められる場合には、第一審原告の掲示物の撤去が実質的に組合活動に対する妨害行為として不当労働行為（支配介入）に該当するといふべきである」と説示している。

掲示物に対する判断視角

また、組合活動の正当性との関連については、JR東海大阪第二運輸所事件・東京高判平成二一・九・二九労働判例一〇一四号六三頁、最三小決平成二二・三・一六は、次のように判示している。「掲示板が設置されている場所がどのような場所であり、掲示物が対象としている読者が主としてどのような者か等の事情や当該掲示物が掲示された当時の会社と組合との労使関係の状況（全体としての状況及び当該職場における状況）、掲示物が掲示されるに至る経緯や動機、掲示物の記載内容が輸送の安全性や顧客へのサービスその他の会社の中心的業務自体に対する一般の信頼性、信用性にかかわる性質のものか、それとも組合に対する関係で問題となる性質のものか、会社内における職員の信用、名誉に関わるものか、当該記載内容が上記信用、名誉にどの程度影響を与えるものか等の具体的事情が考慮されるべきである」。

さらに、組合の表現行為がある程度オーバーになることもやむえないとする組合に同情的な判断も以下のように示されている（JR東日本八王子地本事件・東京地判平成二六・一・二七労働判例一〇九三号二七頁）。「組合活動に必要な宣伝を含む掲示物には、使用者側に比べてその取得する情報量が相対的に劣る組合が使用者の施策や対応等について言及することもある。組合側の不正確な知識や誤解等により、記載されている事柄が必ずしも客観的事実に正確に符合しない場合や、自己の主張を強調し、使用者の施策や組合員に対する対応を批判するために、事実の一部について、誇張、誇大とみられる表現や批判的な表現が用いられ、結果として、全体としての事実評価が誤って理解されることもあり得ないではない」。

組合掲示物をめぐる争いの解決方法

以上を踏まえて詳細に各文章につき支配介入に当たるかを個別にかつ詳細に判断することになる。このような形で争いが生じている限り裁判所としてはやむを得ない作業といえる。しかし、この種の紛争を細かい法解釈によって「解決」しようとすることはさきわめて困難である。判断要素が多彩であり日本語レベルの問題だけではないので説得力のある明確な規準をたてにくい。理論的には、撤去要件の該当性と支配介入との関連という難問もある。また、個別の法的な判断によって掲示板の円滑な利用が必ずしも促進されるわけではない。したがって、現場での労使の自主的な話し合いで時間をかけてルールを作りながら調整的に解決すべき紛争と思われる。実際にこの種事案を処理した経験からはまさに和解に適したケースといえる。現場の労使の力量は試されるが。

ところで、北海道で実際にあった事案では掲示物の当該部分を黒塗りにしたことも問題になった。和解の過程で、黒塗りがいやならばその部分を掲示物としてではなく組合が他の手段で開示したらとアドバイスした。当該部分を開示すること自体は「協約」違反にならないのでそのほうがよいとインパクトのある伝達手段といえるからである。しかし部分を見たいのは人間の性である。いいアイデアと思われたが、無視されてしまった。

これが実現すると意図せざる結果を意味するいわゆる「ストライサンド効果」の例となる。これはカリフォルニアの海岸浸食の様子をヘリコプターにより撮影し公開するプロジェクトに対し、歌手・女優のバーバラ・ストライサンドが自分の邸宅がネット上にのつては困るとして航空写真の公開の差し止めを求めたところ、その提訴が報じられたためにかえって邸宅が世間の注目を浴びるようになったというものである（飯田高『法と社会科学をつなぐ』（有斐閣、二〇一六年、一一頁参照）。

いずれにせよ組合掲示ビラの熱心な「読者」が会社の労務ということならばしやれにならない。